

有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(単位:百万円)

保有区分	平成22年1月末			平成23年1月末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	5,252	5,343	92	5,148	5,218	69
そ の 他	13,475	13,661	187	13,122	13,325	203
合 計	18,726	19,005	278	18,270	18,543	272

脚注) 1.本表記載の有価証券の時価は期末における市場価格等に基づく時価です。  
 2.満期保有目的有価証券については償却原価適用後、取得価額を貸借対照表価額としています。  
 3.その他有価証券については償却原価適用後、時価を貸借対照表価額としています。

安心バンク、JAバンク。

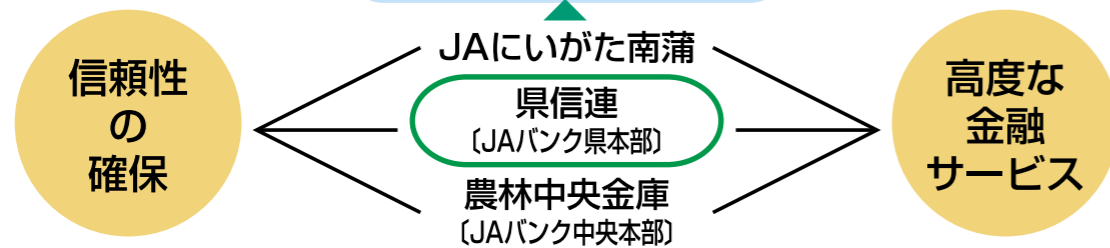
万全の体制で組合員・利用者みなさまに、より一層の「安心」と「便利」をお届けします。

「JAバンクシステム」とは、JA・県信連・農林中央金庫が一体となって、「信頼性の確保」「高度な金融サービスの提供」を二本柱に掲げ、「便利で、安心な」金融機関としてご満足いただけるサービスを提供していくシステムです。

「JAバンク・セーフティーネット」とは、公的制度である「貯金保険制度」と、JAバンク全体で経営健全性を確保する取組みである「破綻未然防止システム」によって、組合員・利用者みなさまにより一層の安心をお届けする仕組みです。

JAバンクシステム

組合員・利用者みなさま



JAバンク・セーフティーネット

貯金保険制度

- 貯金者を保護するための国の公的な制度で、貯金保護の範囲は「預金保険制度」と同じです。
- 貯金業務を取り扱う全てのJA・県信連・農林中央金庫などが加入しています。



破綻未然防止システム

- 全国のJAバンクが協力して個々のJAを支援する、独自の制度である「相互援助制度」を一層充実・強化しています。
- 「破綻未然防止システム」とは、JAの経営状況のチェック(モニタリング)、経営改善への取組み、「JAバンク支援基金」によるサポートを行う仕組みです。

JAにいがた南蒲の経営内容

平成22年度決算情報



経営理念

農、人、地域を愛し、そして未来への挑戦によって新たな価値を創造していきます。

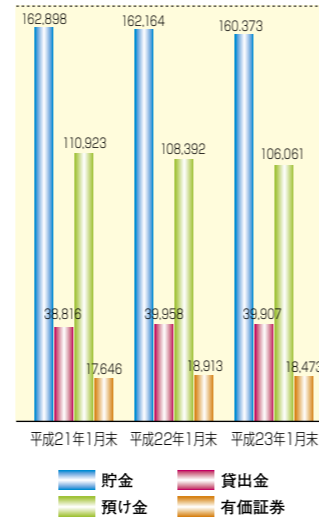
にいがた南蒲農業協同組合のプロフィール (平成23年1月31日現在)

本店所在地	三条市興野3丁目10番7号
創 立	平成13年2月1日
総 資 産	178,152百万円
出 資 金	5,272百万円
組 合 員 数	26,537人 (正組合員 16,751人・准組合員 9,786人)
役 員 数	38人(理事32人・監事6人)
職 員 数	698人(うち臨時職員204人)
店 舗 数	1本店・20支店

## 主要勘定の推移

(単位:百万円)

	平成21年1月末	平成22年1月末	平成23年1月末
貯金	162,898	162,164	160,373
貸出金	38,816	39,958	39,907
預け金	110,923	108,392	106,061
有価証券	17,646	18,913	18,473

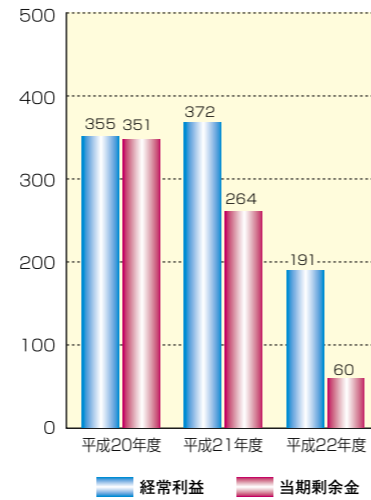


- 貯金残高は農産物代金の低迷により、前年比1,791百万円、1.1%の減少となりました。
- 貸出金残高は住宅建築の減少などから、住宅ローン需要が減退し、前年比51百万円、0.1%の減少となりました。

## 収益等の状況

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	14,372	13,285	13,211
経常費用	14,017	12,913	13,019
経常利益	355	372	191
当期剰余金	351	264	60

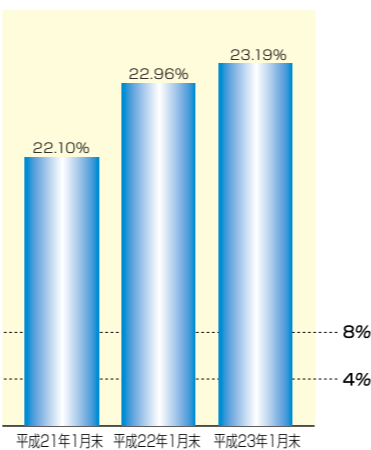


※上記数値は信用事業を含めた全事業の合計金額です。

## 自己資本比率の推移

(単位:百万円)

	平成21年1月末	平成22年1月末	平成23年1月末
自己資本額	12,806	12,984	12,944
リスク・アセット	57,924	56,548	55,807
自己資本比率	22.10%	22.96%	23.19%



- 自己資本比率とは、金融機関の安全性、健全性を示す指標のひとつです。出資金や利益準備金、諸積立金等の自己資本の額を「分子」に資産のリスクに応じてウエイトづけした総資産等（リスク・ウエイト）を「分母」として計算しています。当JAの自己資本比率は23.19%と、国内基準（4%）及び国際統一基準（8%）を大きく上回る、健全で安心いただける財務内容となっています。

## 不良債権の状況

### ■自己査定・保全の状況と開示債権(平成23年1月末)

厳格な自己査定を実施し、担保・保証等による保全のない部分に対しては適正な償却・引当等を行うなど、資産の健全性の確保に努めています。

(単位:百万円)

債務者区分	自己査定				引当金	引当率	金融再生法に基づく開示債権	リスク管理債権(貸出金のみ)
	分類	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類				
破綻先	61	25	5	0	29	30	100.0%	破産更生等債権 60
実質破綻先	628	83	294	53	196	250	100.0%	618 延滞債権
破綻懸念先	370	171	139	60	60	60	100.0%	危険債権 321 875
要注意先	要管理先	55	14	41		143	0.348%	要管理債権 32 3か月以上延滞債権 -
	その他要注意先	1,795	1,300	495				小計 972 貸出条件緩和債権 32
正常先	35,015	35,015						正常債権 35,097 合計 969
非区分債権	3,981	3,981						非区分債権 3,966 合計 40,036
合計	41,908	40,591	976	114	225	483		

- (注1) 分類額は、引当前の債権額を記載しています。  
(注2) 破綻先、実質破綻先および破綻懸念先の引当率は、Ⅲ分類とⅣ分類の合計額に対する引当金額の割合を記載しています。  
(注3) 正常先、要注意先に対しては、貸倒実績率による算出額と税法上の繰入限度額のいずれか多い額を繰り入れることとし、当期については税法上の繰入限度額により引き当てています。また、引当金額は、破綻懸念先以下の債権額等も含む税法上の一括評価金債権の金額に税法上の繰入率である「0.348%」を乗じて算出しています。

### ■金融再生法開示債権の推移

(単位:百万円)

債権区分	平成22年1月末	平成23年1月末	増減
破産更生等債権①	660	618	▲42
危険債権②	370	321	▲49
要管理債権③	25	32	7
小計(①+②+③)=A	1,056	972	▲84
正常債権④	39,039	39,063	24
債権額合計(A+④)=B	40,095	40,036	▲59
債権額に占める開示債権の割合(A÷B×100)	2.63%	2.43%	▲0.20%

- 不良債権比率は、前年度末比0.20ポイント低下し、2.43%となりました。

#### ●分類の説明

- 非分類…正常先への債権、およびその他の債務者への債権で優良担保・保証により回収の危険性について問題がない債権
- Ⅱ分類…要注意先のうち非分類以外の債権、および破綻懸念先、実質破綻先、破綻先への債権で不動産等一般担保・保証により保全されている債権
- Ⅲ分類…最終の回収または価値について重大な懸念が存し、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な債権
- Ⅳ分類…回収不可能または無価値と判定される債権

#### ●金融再生法開示債権について

- 「破産更生等債権」とは、金融再生法に規定する「破産更生債権」およびこれらに準ずる債権のことで、破産・会社更生・再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「破産更生等債権」および「危険債権」を除く3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないもので、「破産更生等債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権です。

#### ●リスク管理債権について

- 「破綻先債権」とは、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。
- 「3か月以上延滞債権」とは、債務者が利息または元本の支払いを3か月以上延滞している貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権の一部放棄等を行っている貸出金です。

(注)平成23年1月末の計数は、次の方法により算出しています。  
1.各債権区分額は、平成22年1月末時点の債権額を基準として、平成23年1月末時点の残高に修正しています。  
2.平成22年1月末から平成23年1月末までの間に債務者区分の変更が必要と認識した先については、平成23年1月末時点の債務者の状況に基づき債権区分を変更しています。